

地方税財源の確保・充実を求める意見書

8月に閣議了解された「中期財政計画」においては、国・地方を通じた財政健全化目標を掲げた上で、地方財政についても、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切りかえていく必要があるとされており、今後、地方交付税総額等について厳しい議論が展開されることが懸念される。

地方が地域経済の活性化や雇用の確保を初め、教育、医療、子育て支援、高齢者対策等の福祉、安全、国土強靱化のための防災・減災対策など、地域の実情に応じた課題に責任を持って取り組んでいくためには、平成26年度においても、その基盤となる地方税財源の確保・充実が不可欠である。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう、強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すること。特に、地域経済活性化・雇用対策のための歳出特別枠は、地方の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、当面維持すること。
- 2 地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財政調整機能を適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、臨時財政対策債の廃止や法定率の見直しを含めた抜本的な改革を行うこと。
- 3 自動車取得税の見直しに当たっては、地方に減収が生じないよう安定的な代替財源を確保すること。
- 4 消費税増税に伴い実施される投資減税措置等による地方税の減収については、地方の安定的な財政運営に支障が生じないよう代替財源を確保すること。
- 5 償却資産に係る固定資産税は、地域活性化に取り組む市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣 }
財 務 大 臣 } 様
総 務 大 臣 }